上場有価証券等書面新旧対照表

(下線部分改正)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
現行	改正
上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要	上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要
(省 略)	(現行どおり)
新 設	レバレッジ型、インバース型ETF及びETNの
	お取引にあたっての留意点
	上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバ
	ース型のETF及びETN (※5) のお取引にあたって
	は、以下の点にご留意ください。
	・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの
	価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の期間
	の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に
	一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、
	それが長期にわたり継続することにより、期
	待した投資成果が得られないおそれがありま
	<u> </u>
	・上記の理由から、レバレッジ型、インバース
	型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的
	に適合しない場合があります。
	・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、
	投資対象物や投資手法により銘柄固有のリス
	クが存在する場合があります。詳しくは別途
	銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただ
	く、又は窓口にてお尋ねください。
※1~※4 (省略)	※1~※4 (現行どおり)
新設	※5 「上場有価証券等」には、特定の指標(以
, 	下、「原指数」といいます。)の日々の上昇
	率・下落率に連動し1日に一度価額が算出され
	る上場投資信託(以下「ETF」といいます。)
	及び指数連動証券(以下、「ETN」といいます。)
	が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々
	の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出
	された数値を対象指数とするものがありま
	<u>す。このうち、倍率が+(プラス)1を超え</u>
	<u>るものを「レバレッジ型」といい、- (マイ</u>
	<u>ナス)のもの(マイナス1倍以内のものを含</u>
	みます)を「インバース型」といいます。